



2023年5月12日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社  
(コード番号 1969 東証プライム)  
代 表 者 役職名 代表取締役社長○○○  
氏 名 小島 和人  
問合せ先責任者 役職名 財務・IR統括部長  
氏 名 森野 正敏  
TEL (03) 6369-8215

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月10日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2023年6月23日に開催予定の第143回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）における承認を条件に、監査役および監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

この移行に伴い、2023年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記に伴う条数の修正、その他所要の変更等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月23日（予定）  
定款変更の効力発生日 2023年6月23日（予定）

以上

## 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第1章 総則</b> 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 一.取締役会 二.監査役 三.監査役会 四.会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p><b>第2章 株式</b> 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p><b>第3章 株主総会</b> 第13条～第18条 (条文省略)</p> <p><b>第4章 取締役及び取締役会</b> 第19条 (員数) 当社に12名以内の取締役を置く。</p> <p>第20条 (選任) 1.取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p><b>第1章 総則</b> 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 一.取締役会 二.<u>監査等委員会</u> 三.会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p><b>第2章 株式</b> 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p><b>第3章 株主総会</b> 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p><b>第4章 取締役及び取締役会</b> 第19条 (員数) 1. <u>当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> は、12名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。</p> <p>第20条 (選任) 1. <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（選任）</p> <p>2.取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第21条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>第22条～第23条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第24条（代表取締役等）</p> <p>1.取締役会の決議により、取締役のうちより代表取締役を若干名選定する。</p>	<p>第20条（選任）</p> <p>2. <u>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>第21条（任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第22条～第23条 （現行どおり）</p> <p>第24条（業務執行の決定の取締役への委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条（代表取締役等）</p> <p>1. <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうちより代表取締役を若干名選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（代表取締役等）</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第25条 （条文省略）</p> <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第26条～第30条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第31条～第33条 （条文省略）</p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p>第34条～第37条 （条文省略）</p> <p><b>附則</b></p> <p>（実施期日）</p> <p>この定款は、2022年6月21日から改正実施する。</p> <p>（附則）</p> <p>1. 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>	<p>第25条（代表取締役等）</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）のうちより</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第26条 （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第27条（監査等委員会の招集通知）</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より2日前に発することができる。</u></p> <p>第28条（監査等委員会の決議の方法）</p> <p><u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第29条～第31条 （現行どおり）</p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p>第32条～第35条 （現行どおり）</p> <p><b>附則</b></p> <p>（実施期日）</p> <p>この定款は、<u>2023年6月23日</u>から改正実施する。</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(削 除)</p>